

国際人道法の成立と発展

～ 戦争法から国際人道法へ

連載第2回 (2.16 国際人道法講演会より)

糟谷英之 (摂南大学法学部教授 国際法)

2. 国際人道法の形成

(1) 第一期

こういう形で条約として国際人道法は、当初は戦争法というふうに呼ばれているわけですが、発展していくのです。その中で、その戦争法と言われていた内容が、現在は国際人道法と一般的に呼ばれるようになってきています。戦争法から国際人道法へという変化が見られる。それは最初は第1次世界大戦や第2

次世界大戦というふうな戦争を経験することがあって、現実の武力紛争の形態に対応できるようなルールを作ることがこういった分野のルールが出来る背景にあるわけです。

従って戦争法から国際人道法への変化の中で一つの大きな転機になるのは第1次世界大戦、第2次世界大戦。特に第2次世界大戦というふうなものを経験することによってこういった戦争法のルールも大きな変化を遂げていくわけです。そういう意味で、ある意味ではそこでやっと我々が国際人道法と呼ぶルールの出発点があると考えられるのです。

1906年のジュネーブ4条約というのはそれぞれ、関連条約の表も参考にしていただければいいのですが、ひとつは傷病者保護条約と呼ばれていますように、戦闘員、俗に言う兵士が陸で怪我をした場合、海で怪我をした場合とか、その時に保護を与える必要があるという事に関するルールです。第1条約は陸で、第2条約は海上ですね、難船した保護というふうな言い方をしますが海上で戦闘をして被害を受けた戦闘員を保護するという対応です。そして第3条約というのは捕虜条約と言われまして、戦闘中に倒れたり、何らかの形で敵につかまった者への虐待の禁止、その様々な細かいル

ールがあり、捕虜としての待遇がある。

そしてこれが、特に第4条約というのが注目されるわけです。一般に文民条約と呼ばれています。なぜ注目されるか。これは実は基本的には占領という状況を前提にしたルールであるわけです。しかし、その保護対象というのは戦闘員ではない。第1回赤十字条約を見ればわかるように、これは戦闘員、負傷者戦闘員を保護するのが主な目的であるのです。当初は戦争法はそういう意味では、一般住民の生活にはあまり関わらないような状況で戦闘が行われていた時代もあつたわけです。ですからある意味では戦争犠牲者というのは戦闘員に限られていたということ。ところがそれが変化します。

第1次世界大戦、第2次世界大戦によって大きく変化する。その犠牲者が拡大するし、その犠牲の残酷さが非常に増大し、犠牲者の保護対象として一般の市民、住民へ保護を拡大する必要があらうこと。この第4条約という新しい条約が作られました。要するに戦闘方法が変化の中で被害が従来の紛争犠牲者だけでなく、一般住民へ拡大していく。さらにその一般住民への被害をできるだけなくす、あるいは犠牲を少なくする、そうしたルールを作

る必要が考えられたわけです。

(2) 第二期

これは言わば人道法の初期の形態であるというように言っているかと思えます。その後、第2期に入ります。

これは特に1940年代。ジュネーブ諸条約に対する追加議定書が成立する時期です。こういふ追加議定書が成立する背景にもやはり現実の戦闘状況を反映するということがあるわけです。どういふことを経験して新しく追加議定書が出来たかといえ、当時のベトナム戦争をはじめとしてそれ以外にもたくさん、ちようどこの時期には植民地から独立運動というのがあり、それが武力でもって独立するという形態がかなりあつたわけです。

そういう紛争形態の中で特に戦闘方法としてゲリラという方法ですね、最近テロが全然定義なく使われまして、例えばイラク戦争の時に占領地域で抵抗している人たちがテロリストだといふふうなことをアメリカとかが言っているわけですが、ゲリラというのは戦闘方法としてこれはテロとは全く関係ないわけで、ゲリラというのは相手の戦闘員に対してつまり兵士に対して戦うわけですからこれは戦闘員なのです。これはテロじゃないんです。一般にテロというのは基本的に

は一般住民に対してそういう武器を向けるということですから、テロとゲリラとはしっかり区別して置いて欲しいというふうに思っています。話を戻しますが、70年代にこういった紛争形態に対応する必要が出てくる。それは、ゲリラをどういうふうに入道法の枠の中に組み入れるかということが一つ大きかったわけです。つまり従来の戦争法のルールは基本的には国家間の紛争を前提としていますから、いわゆる正規の兵士、正規の戦闘員間のルールだったわけです。ですから、正規の戦闘員は制服も着ています。軍服のための、一つの標準である。ところがゲリラ戦法になると、そういうわけにはいかない。通常は一般住民の中にある意味では潜伏しておいて相手と戦うときに武器を持って戦うということになるわけです。そういうときに言うなれば条件、戦闘員としての条件がきめ細かに定められています。それを緩和しようというのが追加議定書のひとつの趣旨です。ですから戦闘するという時点で武器を携行して武器を持って戦うという形態をとればそれも不正規ではありませんけれども戦闘員として認めようという、そういう方向になったわけでは。



戦闘員の意義

戦闘員になるとどういうことになるかということですが、後で出てくる国際人道法の基本原則の中でも触れますが、戦闘員と一般住民とは明確に区別されるといのが国際人道法の大きなルールになります。そのときに、戦闘員は一定の厳格な条件を守ることによって戦闘員として地位を与えられる。ある意味ではそれによって通常は殺人を起すわけですから、これは通常国内法でいえば殺人罪です。しかし戦闘員は国際人道法の分野では、一定の資格を有すればこれは殺人罪には問われない。ただし、戦争法のルールにあるルールを破ったら別ですよ。これはまた別に、あとも触れますが、処罰されません。しかしそういう戦争法のルールに反しない限りは、戦闘員は相手を殺したから殺人罪に問われると言うことはないわけです。そのかわり、相手に捕まったら戦闘員は捕虜の資格が与えられます。捕虜としてジュネーブ条約で定められた細かな条件で保護がされるといことです。ですから戦闘員であるかどうかというのは、後、敵の権力下におちいた時に特に重要になるといことです。だからゲリラがこれは戦闘員じゃないということになれば捕虜資格を与えないということ、現実にはやってきたということがあった

わけです。それではやはり問題ではないかということでもうした戦闘方法が一般化してくるとやはりゲリラにも一定の戦闘員資格を与えろということ、先ほど言いましたような緩和、戦闘員としての資格の緩和が図られたということでは。



それと同時に大きな変化は、国際人道法、戦争法というのは基本的に国際法の一部です。国際法の基本的な性格は、非常に難しいですけども国家間のルールなのです、基本的には、国家間のルールなのです。ですから、基本的には戦争法、国際人道法がどういう戦争あるいは戦闘を、武力紛争を規制しているかと言うと国家間の紛争なのです。しかし最近では、ベトナム戦争とその当時のいわゆる植民地独立運動はある意味では一国内での紛争ですね。植民地を独立することをめざし、いわゆる植民地母国に対抗する、しかしそれは法的に見れば、一国内での紛争なのです。これは国際人道法、戦争法が適用される紛争ではないわけです。当時はね。つまり国際法は、基本的には国内の問題についてはノータッチであるというのが原則です。これは国家主権ですね、つまり主権に対して干渉してはいけない、国内の問題については干渉で

きないというのが原則です。ですから国内武力紛争に関しても実はほとんどルールがなかった。なぜかと言えば、既成の政権をとっている側にとっては、それに対抗する側というのは、これは犯罪者ですから、それを保護するなんてとんでもないという感覚になるわけです。

しかし現実には政府に抵抗する勢力、我々は叛徒という言い方をしますけどね、その勢力がある程度の規模になってきますと、ほとんど国家間紛争と変わらぬ。それでも法的に言えば内戦だということ、一定の戦争法のルールが適用できないというふうな考えが出ていいのかわかというところが出てきたわけです。ですからジュネーブ議定書では第2追加議定書というものが出来たんです。つまり、第1追加議定書と第2追加議定書と言う形で分かれたのです。これはなぜ分かれたかと言うと先ほどお話ししたように、従来国際人道法、戦争法というルールは国家間の紛争に適用される。ですから国内紛争については、これは適用されないわけです。ただ現実にはこういった内戦状況はどんどん増えてきた。その結果として第2追加議定書、つまり非国際武力紛争というふうな言い方もしますが、いわゆる内戦に適用されるルールとして第2追加議定書というのが出来たわけです。(続く)